

平成21年4月から、障害児タイムケア事業がスタートします

障害のある中学生・高校生の下校後における活動場所を確保し、社会に適應するための生活指導などを行うほか、保護者の就労支援を目的とした「障害児タイムケア事業」を始めます。

平成21年度タイムケア利用者募集します

障害児タイムケア事業をご利用いただける方は、次の からのすべてに該当する方です。

加東市に住所があり、身体障害者手帳または療育手帳を所持されている方
 中学校、高等学校、特別支援学校中等部および高等部に在学されている方

仕事などの理由により、日常的に見守りをする同居の家族がいない方

利用日・時間

月曜日から金曜日の下校後から18時まで（夏休みなどの長期休暇中は8時30分から18時まで）

予定利用料金

月額5500円

（8月は15000円）

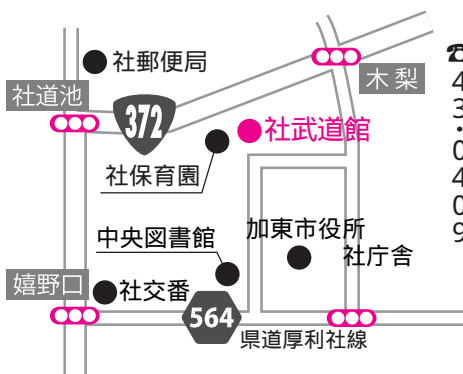
実施場所

加東市社武道館

申し込みに必要なもの

利用申込書

勤務証明書など家族が見守ることができないことを証明す



問い合わせ
 福祉部社会福祉課（社庁舎）
 ☎ 43・0409

2月10日（火）19時から加東市社武道館において説明会を行います。

障害児タイムケア指導員・准指導員・補助員を募集します

指導員

申込資格

健康で障害児支援に熱意があり、教員（幼稚園・小・中・高校・養護教諭）・保健師・看護師のいずれかの免許をお持ちの方

募集人数 2名

勤務内容

障害のある中学生・高校生の社会適應のための生活指導など

准指導員

申込資格

健康で障害児支援に熱意があり、ヘルパー2級・介護福祉士・保育士のいずれかの資格をお持ちの方

募集人数 2名

勤務内容

障害のある中学生・高校生の生活指導の補助および日常生活の介助

補助員

申込資格

健康で障害児支援に熱意がある方（免許・資格の有無は問いません）

募集人数 2名

勤務内容
 障害のある中学生・高校生の

日常生活の介助

指導員・准指導員・補助員共通事項

勤務場所

加東市社武道館

雇用期間

平成21年4月1日～平成21年9月30日（更新あり）

勤務形態

週3～5日の勤務で、勤務時間、下校後から18時まで（夏休みなどの長期休暇中は8時

人権擁護委員に藤本さん（新任）

このたび、新しい人権擁護委員に藤本興野さん（岡本）が就任され、法務大臣から委嘱状が交付されました。任期は、平成21年1月1日から3年間です。

藤本さんには、人権擁護委員として、国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視していただくとともに、自由人権思想の普及や啓発に努めていただくこととなります。

また、平成11年12月から3期9年にわたって人権擁護委員を務められた森つる子さん（栄枝）

30分から18時までのうちで午
 前か午後の5時間）
 賃金

時給とし、加東市日々雇用職
 員の身分取扱いに関する規則
 による賃金を支給します。

採用方法 面接

応募方法

2月27日（金）までに履歴書（写
 真付）と免許・資格を証明す
 るもの（指導員・准指導員）
 の写しを総務課までご持参く
 ださい。

問い合わせ

総務部総務課（社庁舎）

☎ 43・0412



藤本興野さん

が任期満了により平成20年12月
 31日付で退任、法務大臣から感
 謝状が贈呈されました。

問い合わせ

教育委員会人権教育課
 （滝野庁舎）

☎ 48・3598